

令和7年第1回東浦町議会臨時会議案等一覧表

1 議案等

区 分	件 数	
	令和7年第1回	
1 条 例	3	
(1) 制 定	0	
(2) 全 部 改 正	0	
(3) 一 部 改 正	3	
(4) 廃 止	0	
2 予 算	3	
(1) 一 般 会 計	1	
(2) 特 別 会 計	0	
(3) 企 業 会 計	2	
3 その他の議案等	0	
計	6	

2 専決処分

区 分	件 数	
	令和7年第1回	
1 承 認	0	
(1) 条 例	0	
(2) 予 算	0	
2 報 告	0	
計	0	

令和 7 年第 1 回東浦町議会臨時会議案等概要
(予算関係議案を除く。)

第 1 議 案：条例（一部改正）

1 東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について（議案第 1 号）

職員の給与を改める。

施行日：公布の日等

(1) 東浦町職員の給与に関する条例（第 1 条関係）

ア 一般職の給料月額の改正

給料月額を国家公務員に準じて引き上げる。

イ 期末手当（支給割合）の改正（令和 6 年度）

(ア) 一般職（定年前再任用短時間勤務職員以外）

12 月期：100 分の 122.5 → 100 分の 127.5

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

12 月期：100 分の 68.75 → 100 分の 71.25

ウ 勤勉手当（支給割合）の改正（令和 6 年度）

(ア) 一般職（定年前再任用短時間勤務職員以外）

12 月期：100 分の 102.5 → 100 分の 107.5

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

12 月期：100 分の 48.75 → 100 分の 51.25

(2) 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第 2 条関係）

ア 特定任期付職員の給料月額の改正

給料月額を国家公務員に準じて引き上げる。

イ 特定任期付職員の期末手当（支給割合）の改正（令和 6 年度）

12 月期：100 分の 170 → 100 分の 175

(3) 東浦町職員の給与に関する条例（第 3 条関係）

ア (1) イの引上げ割合の平準化（令和 7 年度以降）

(ア) 一般職（定年前再任用短時間勤務職員以外）

6 月期：100 分の 122.5 → 100 分の 125

12 月期：100 分の 127.5 → 100 分の 125

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

6 月期：100 分の 68.75 → 100 分の 70

12 月期：100 分の 71.25 → 100 分の 70

イ (1) ウの引上げ割合の平準化（令和 7 年度以降）

(ア) 一般職（定年前再任用短時間勤務職員以外）

6 月期：100 分の 102.5 → 100 分の 105

12 月期：100 分の 107.5 → 100 分の 105

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

6 月期：100 分の 48.75 → 100 分の 50

12 月期：100 分の 51.25 → 100 分の 50

2 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（議案第 2 号）

議会の議員の期末手当の額を改める。

施行日：公布の日等

(1) 期末手当（支給割合）の改正（令和 6 年度）

12 月期：100 分の 170 → 100 分の 175

(2) (1) の引上げ割合の平準化（令和 7 年度）

6 月期：100 分の 170 → 100 分の 172.5

12 月期：100 分の 175 → 100 分の 172.5

3 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について（議案第 3 号）

特別職の職員の期末手当の額を改める。

施行日：公布の日等

(1) 期末手当（支給割合）の改正（令和 6 年度）

12 月期：100 分の 170 → 100 分の 175

(2) (1) の引上げ割合の平準化（令和 7 年度）

6 月期：100 分の 170 → 100 分の 172.5

12 月期：100 分の 175 → 100 分の 172.5